

住宅性能評価業務料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター(以下「センター」という。)が別に定める「住宅性能評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、センターが実施する評価等の業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(新築住宅に係る「設計住宅性能評価」および「長期使用構造等確認」の料金)

第2条 業務規程第7条に規定する「設計住宅性能評価」、業務規程第8条に規定する「長期使用構造等確認」および業務規程第9条に規定する「設計住宅性能評価と併せて行う長期使用構造等の確認」の申請の料金は、別表第1によるものとする。

2 センターで「設計住宅性能評価」の申請と同時にこなう「長期使用構造等確認」の申請をする場合の料金は11,000円(消費税込み)とする。

3 センターで直前の審査を受けた「長期使用構造等確認」の確認書の写しを添えて「設計住宅性能評価」の申請をする場合、およびセンターで直前の審査を受けた「設計住宅性能評価」の評価書の写しを添えて「長期使用構造等確認」の申請をする場合の料金は11,000円(消費税込み)とする。

4 センターで「設計住宅性能評価と併せて行う長期使用構造等確認」と同時にこなう「長期使用構造等確認」、およびセンターで直前の審査を受けた「設計住宅性能評価と併せて行う長期確認使用構造等の確認」の評価書の写しを添えて「長期使用構造等確認」を申請する場合の料金は5,500円(消費税込み)とする。

5 業務規程第35条第1項(4)は、別表第3によるものとする。

(新築住宅に係る「変更設計住宅性能評価」および「変更長期使用構造等確認」の料金)

第3条 業務規程第7条第2項、第8条第2項および第9条に規定する計画の変更を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の審査をセンターから受けている場合の申請の料金は、当初の申請の料金の2分の1とする。

2 業務規程第7条第2項、第8条第2項および第9条に規定する計画の変更を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の審査をセンター以外から受けている場合の申請の料金は、別表第1によるものとする。

(新築住宅に係る「設計住宅性能評価」および「長期使用構造等確認」の申請を取り下げ、再申請する場合の料金)

第4条 業務規程第13条第2項、第3項および第9条に規定する計画を取下げ、再申請する場合の申請の料金は、別表第1によるものとする。

(新築住宅に係る「建設住宅性能評価」の料金)

第5条 業務規程第16条第1項に規定する新築住宅に係る「建設住宅性能評価」の申請の料金は、別表第2によるものとする。

2 業務規程第35条第1項(4)は、別表第3によるものとする。

(新築住宅に係る「変更建設住宅性能評価」の料金)

第6条 業務規程第16条第2項に規定する計画の変更をする場合で、当該計画の変更に係る直前の審査をセ

ンターから受けている場合の申請の料金は、当初の申請の料金の2分の1とする。

- 2 業務規程第16条第2項に規定する計画の変更を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の審査をセンター以外から受けている場合の申請の料金は、別表第2によるものとする。

(新築住宅に係る「建設住宅性能評価」の申請を取り下げ、再申請する場合の料金)

第7条 業務規程第23条第2項に規定する計画の変更をする場合の申請の料金は、別表第2によるものとする。

(既存住宅に係る「建設住宅性能評価」および「長期使用構造等確認」の料金)

第8条 業務規程第16条第3項の既存住宅に係る「建設住宅性能評価」、第17条に規定する既存住宅に係る「長期使用構造等確認」、および第18条の建築行為を伴わない既存住宅に係る「建設住宅性能評価と併せて行う長期使用構造等確認」の申請の料金は、別表第4によるものとする。

(既存住宅に係る「変更建設住宅性能評価」および「変更長期使用構造等確認」の料金)

- 第9条 業務規程第17条第2項、および第18条に規定する計画を変更して申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の審査をセンターから受けている場合の申請の料金は、当初の申請の料金の2分の1とする。
- 2 業務規程第17条第2項、および第18条に規定する計画を変更して申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の審査をセンター以外から受けている場合の申請の料金は、別表第3によるものとする。

(「長期使用構造等確認」に係る軽微変更該当証明書および設計住宅性能評価の軽微変更の料金)

第10条 業務規程第15条および第25条に規定する「長期使用構造等確認」に係る軽微変更該当証明の発行の料金および設計住宅性能評価に係る軽微な変更の料金は、1件あたり2,200円(消費税込み)とする。
ただし、長期使用構造等確認に係る軽微変更該当証明書の発行と併せて設計住宅性能評価に係る軽微な変更がある場合は、設計住宅性能評価に係る軽微な変更の料金を免除する。

(「建設住宅性能評価」の再検査の料金)

- 第11条 業務規程第16条第1項に規定する新築に係る「建設住宅性能評価」の現場検査で不適合となり、工事の修正後に行う再検査の料金は、別表第2によるものとする。
- 2 業務規程第16条第3項に規定する既存住宅に係る「建設住宅性能評価」の現場検査で不適合となり、工事の修正後に行う再検査の料金は、別表第4によるものとする。

(評価料金の返還)

- 第12条 第2条から第5条において、収納した評価料金および確認料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価および確認の業務が実施できなかった場合又はセンターが特別の理由によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 評価業務のうち「建設住宅性能評価」において、契約の取り下げおよび解除に伴い料金の一部を返還する場合またはセンターが特別の理由により料金の返還がやむを得ないと認めた場合は、別表第5によるものとする。

(その他)

第13条 センターが、この規程によることが困難と判断する場合については、別途見積りとする。

付 則

この規程は、平成12年10月 4日から施行する。

この規程は、平成16年 7月 8日から施行する。

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

この規程は、平成21年5月25日から施行する。

この規程は、平成21年6月10日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月20日から施行する。なお、従前の長期優良住宅建築等計画に係る技術審査手数料規程は廃止する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(別表第1)

【新築住宅】

設計住宅性能評価の料金

1. 一戸建て住宅

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	評価料金 必須項目のみ	加算料金 選択項目あり	加算料金 長期使用構造等確認あり
一 般	200㎡以下	49, 500	K × 1, 100	5, 500
	200㎡を超え500㎡以下	60, 500	K × 1, 100	
型式等	200㎡以下	33, 000		5, 500
	200㎡を超え500㎡以下	38, 500		

Kは選択項目の数

2. 共同住宅等

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	評価料金 必須項目のみ	加算料金 選択項目あり	加算料金 長期使用構造等確認あり
一 般	500㎡以下	93, 500+M×5, 500	M×K×1, 100	M×3, 300
	500㎡を超え1, 000㎡以下	110, 000+M×5, 500	M×K×1, 100	
	1, 000㎡を超え2, 000㎡以下	132, 000+M×5, 500	M×K×1, 100	
型式等	500㎡以下	38, 500+M×4, 400		M×1, 100
	500㎡を超え1, 000㎡以下	49, 500+M×4, 400		

Kは選択項目の数、Mは評価を行う住戸の数

※併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする。

※共同住宅の共用部分を評価する場合は別途見積りとする。

※床面積の合計が範囲外となる場合は別途見積りとする。

※料金表の摘要について、著しく不合理であるとセンターが判断した場合は別途見積りとする。

◇必須項目とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、および温熱環境・エネルギー消費量の4つの項目を評価する場合をいう。

◇選択項目とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮および防犯に関する6つの評価項目を評価する場合をいう。

◇型式等とは型式性能認定および型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅をいう。

長期使用構造等確認の料金

1. 一戸建て住宅

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	確認料金
一 般	200㎡以下	49,500
	200㎡を超え500㎡以下	60,500
型式等	200㎡以下	33,000
	200㎡を超え500㎡以下	38,500

2. 共同住宅等

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	確認料金
一 般	500㎡以下	$93,500 + M \times 5,500$
	500㎡を超え1,000㎡以下	$110,000 + M \times 5,500$
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	$132,000 + M \times 5,500$
型式等	500㎡以下	$38,500 + M \times 4,400$
	500㎡を超え1,000㎡以下	$49,500 + M \times 4,400$

Mは評価を行う戸数

※併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする。

※共同住宅の共用部分进行评估の場合は別途見積りとする。

※床面積の合計が範囲外となる場合は別途見積りとする。

※料金表の摘要について、著しく不合理であるとセンターが判断した場合は別途見積りとする。

◇型式等とは型式性能認定および型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅をいう。

(別表第2)

【新築住宅】

建設住宅性能評価の料金

1. 一戸建て住宅

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	評価料金	加算料金 センター以外	再検査
一 般	200㎡以下	82,500	44,000	16,500
	200㎡を超え 500㎡以下	93,500	44,000	16,500
型式等	500㎡以下	66,000 (検査回数3回)	33,000	16,500
		82,500 (検査回数4回)	33,000	16,500

2. 共同住宅等

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	評価料金	加算料金 センター以外	再検査
一 般	500㎡以下	$N \times 22,000 + M \times 11,000$	$N \times 22,000 + M \times 5,500$	27,500
	500㎡を超え 1,000㎡以下	$N \times 44,000 + M \times 11,000$	$N \times 22,000 + M \times 5,500$	27,500
	1,000㎡を超え 2,000㎡以下	$N \times 55,000 + M \times 11,000$	$N \times 33,000 + M \times 5,500$	33,000
型式等	500㎡以下	$N \times 22,000 + M \times 8,800$	$N \times 22,000 + M \times 5,500$	27,500
	500㎡を超え 1,000㎡以下	$N \times 44,000 + M \times 8,800$	$N \times 22,000 + M \times 5,500$	33,000

Nは検査を行った回数、Mは評価を行う住戸の数

※室内空气中化学物質濃度等の測定については、別途見積りとする。

※再検査を行う場合は、追加する検査1件毎に上記料金とする。

※床面積の合計が範囲外となる場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとする。

※料金には紛争処理負担金(建設住宅性能評価申請一戸につき4,000円(消費税込み))を含む。

※京都府内の検査を行う場合の出張料金は、検査1回につき京都市および山城地域にあつては16,500円(消費税込み)を、その他の地域にあつては22,000円(消費税込み)を加算する。

◇センター以外とは直前の設計住宅性能評価の審査を当センター以外の機関が行った場合をいう。

◇型式等とは型式性能認定および型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅をいう。

(別表第3)

料金規程第2条第5項、第5条第2項に規定する料金

【適用条件】

1. 建設住宅性能評価の年間申請件数(滋賀県内の物件に限る)の合計が下記の数字を見込む事業者および団体であること。

申請件数	当該申請評価料金等に乗ずる率等	
	設計住宅評価	建設住宅評価
25件以上	0.8	0.8
50件以上	0.7	0.7

※「設計評価と併せて長期使用構造等確認」を申請する場合は、上記表の料金に2,200円を加算する。

2. 申請が下記の条件を満たしていること。

- 1) あらかじめの協議により、建設しようとする建物の評価種別、性能表示の等級、評価項目、仕様部材等の仕様、申請書の記載内容等が標準化されていることにより、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の受理及び審査、交付業務等が効率的に実施できるとセンターが判断をしていること。
- 2) 新築の一戸建て住宅(型式を除く)であること。
- 3) センターで建築確認の申請(事前相談を含む)が行われていること。
- 4) 業務規程第7条第3項および業務規程第8条第3項による申請が行われていること。

(別表第4)

【既存住宅】

建設住宅性能評価の料金

建設住宅性能評価の料金は、1)現況検査の料金と2)個別性能評価の料金の合計とする。

1. 一戸建ての住宅

- 1) 現況検査

単位：円(消費税込み)

床面積の合計	評価料金		加算料金 長期使用構造等確認あり	再検査
	設計図書 有	設計図書 無		
200㎡以下	77,000	110,000	5,500	22,000
200㎡を超え500㎡以下	99,000	132,000	5,500	22,000

※特定現況検査(腐朽等・蟻害)を行う場合は別途見積りとする。

※設計図書がない場合、簡易な図面を作成する費用を含むものとする。

※再検査を行う場合は、追加する検査1件毎に上記料金とする。

※床面積の合計で範囲外は別途見積もりとする。

※京都府内の検査を行う場合の出張料金は、検査1回につき、京都市および山城地域にあつては16,500円（消費税込み）を、その他の地域にあつては22,000円（消費税込み）を加算する。

◇必須項目とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、および温熱環境・エネルギー消費量の4つの項目を評価する場合をいう。

2) 個別性能評価

単位：円（消費税込み）

評価項目		全ての既存住宅		新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅
		設計図書有	設計図書無	
1. 構造の安定に関すること	1-1 耐震等級 (構造体の倒壊等防止)	44,000 注1 注2	× 注3	22,000
	1-2 耐震等級 (構造体の損傷等防止)			
	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止および損傷防止)			
	1-4 耐風等級(構造体の倒壊等防止および損傷防止)			
	1-5 耐積雪等級(構造体の倒壊等防止および損傷防止)			
	1-6 地震又は杭の許容支持力等およびその設定方法			
	1-7 基礎の構造方法および形式等			
2. 火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	5,500	5,500	3,300
	2-4 脱出対策(火災時)			
	2-5 耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部)]	—	—	
	2-6 耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部以外)]	—	—	
3. 劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級	5,500	5,500	3,300
4. 維持管理への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	5,500	×	3,300
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	44,000	5,500	22,000
	5-2 一次エネルギー消費等級	44,000	5,500	22,000
6. 空気環境に関すること	6-2 換気対策(局所換気対策)	5,500	5,500	3,300
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積り		
	6-4 石綿含有率の有無等	別途見積り		

	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	別途見積り		
7. 光・視環境に関すること	7-1単純開口率	5,500 注4	22,000	3,300
	7-2方位別開口比			
9. 高齢者等への配慮に関すること	9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)	5,500	5,500	3,300
10. 防犯に関すること	10-1開口部の侵入防止対策	5,500	5,500	3,300

※ 注1 構造計算書がない場合はお引き受けできません。

※ 注2 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が無い場合はお引き受けできません。

※ 注3 構造については設計図書が無い場合はお引き受けできません。

※ 注4 開口面積計算書が無い場合の料金は22,000円(消費税込み)とする。

2. 共同住宅等

1) 現況検査

共用部分(1棟の料金)

単位:円(消費税込み)

床面積の合計	評価料金		再検査
	設計図書 有	設計図書 無	
500㎡以下	110,000	154,000	44,000
500㎡を超え1,000㎡以下	187,000	220,000	66,000
1,000㎡を超え2,000㎡以下	220,000	253,000	88,000

専用部分(1住戸の料金)

単位:円(消費税込み)

1住戸 (面積に関わらず)	評価料金		加算料金 長期使用構造等確認あり	再検査
	設計図書 有	設計図書 無		
	38,500	49,500	5,500	22,000

※特定現況検査(腐朽等・蟻害)を行う場合は別途見積りとする。

※設計図書がない場合、簡易な図面を作成する費用を含むものとする。(本格図面作成費用は別途見積り)

※再検査を行う場合は、追加する検査1件毎に上記料金を加算する。

※床面積の合計で範囲外は別途見積りとする。

※京都府内の検査を行う場合の出張料金は、検査1回につき、京都市および山城地域にあつては16,500円(消費税込み)を、その他の地域にあつては22,000円(消費税込み)を加算する。

◇必須項目とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、および温熱環境・エネルギー消費量の4つの項目を評価する場合をいう。

2) 個別性能評価

単位:円(消費税込み)

評価項目			全ての既存住宅		新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅
			設計図書 有	設計図書 無	
1. 構造の安定に関すること	1-1 耐震等級 (構造体の倒壊等防止)	共用	88,000 注1	× 注3	22,000

	1-2 耐震等級 (構造体の損傷等防止)	共用	注 2		
	1-3 その他(地震に対する構造 躯体の倒壊等防止および損傷防止)	共用			
	1-4 耐風等級(構造体の倒壊等防止および損傷防止)	共用			
	1-5 耐積雪等級(構造体の倒壊等防止および損傷防止)	共用			
	1-6 地震又は杭の許容支持力等およびその設定方法	共用			
	1-7 基礎の構造方法および形式等	共用			
2. 火災時の安全 に関すること	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	専用	5,500	—	3,300
	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	共用			
	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	共用	5,500 注4	—	
	2-4 脱出対策(火災時)	専用	5,500	—	
	2-5 耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部)]	共用	5,500	—	
	2-6 耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部以外)]	共用		—	
	2-7 耐火等級[界壁および界床]	共用	—	—	
3. 劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級	共用	—	—	11,000
4. 維持管理への 配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用	—	×	3,300
	4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	共用			
	4-3 更新対策(共用排水管)	共用	—	×	3,300
	4-4 更新対策(住戸専用部)	専用	—	×	3,300
5. 温熱環境・エネルギー消費量 に関すること	5-1 断熱等性能等級	専用	5,500	66,000	27,500
	5-2 一次エネルギー消費等級	専用	5,500	66,000	27,500
6. 空気環境に関すること	6-2 換気対策(局所換気対策)	専用	5,500	5,500	3,300
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	専用	別途見積り		
	6-4 石綿含有率の有無等	専用	別途見積り		
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	専用	別途見積りによる		
7. 光・視環境 に関すること	7-1 単純開口率	専用	5,500 注5	22,000	3,300
	7-2 方位別開口比	専用			

9. 高齢者等への配慮に関する こと	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用 部分)	専 用	5, 500	5, 500	3, 300
	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用 部分)	共 用			
10. 防犯に関する こと	10-1開口部の侵入防止対策	専 用	5, 500	5, 500	3, 300

注1 構造計算書がない場合はお引き受けできません。

注2 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が無い場合はお引き受けできません。

注3 構造については設計図書が無い場合はお引き受けできません。

注4 平面形状が「その他」に該当する場合は、新築時の建設住宅性能評価書がある場合のみ対象となる。

注5 開口面積計算書が無い場合の料金は22,000円（消費税込み）とする。

長期使用構造等確認の料金（既存住宅、建築行為を伴わない既存住宅）

1. 一戸建て住宅

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	確認料金
一 般	200㎡以下	77, 000
	200㎡を超え500㎡以下	88, 000
型式等	別途見積り	

2. 共同住宅等

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	確認料金
一 般	500㎡以下	$132, 000 + M \times 7, 700$
	500㎡を超え1, 000㎡以下	$165, 000 + M \times 7, 700$
	1, 000㎡を超え2, 000㎡以下	$220, 000 + M \times 7, 700$
型式等	別途見積り	

Mは評価を行う戸数

※併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする

※共同住宅の共用部分を評価する場合は別途見積りとする。

※床面積の合計が範囲外となる場合は別途見積りとする。

※料金表の摘要について、著しく不合理であるとセンターが判断した場合は別途見積りとする。

◇型式等とは型式性能認定および型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅をいう。

(別表第5)

料金規程第12項第2項に基づき甲が評価業務約款第7条第5項の申請の取り下げを行った場合、および第8条第2項の解除を行った場合の料金返還額の算定については、当該料金に次表(イ)欄の申請の取り下げを行った時期に応じた(ロ)欄の率を乗じた額とするものとする。

1. 一戸建て住宅の場合

(イ)欄 申請の取り下げを行った時期	(ロ)欄 当該申請料金に乗ずる率
-----------------------	---------------------

建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0. 9
第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0. 7
第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0. 5
第3回の現場審査から第4回の現場審査の前日まで	0. 2
第4回の現場審査を実施した日以降	0. 0 (返還しない)

2. 共同住宅等の場合

(イ)欄 申請の取り下げを行った時期	(ロ)欄 当該申請料金に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0. 7
第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0. 5
第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0. 4
第3回の現場審査を実施した日から第4回の現場審査の前日まで	0. 3
第4回の現場審査を実施した日から第5回の現場審査の前日まで	0. 2
第5回の現場審査を実施した日から第6回の現場審査の前日まで	0. 1
第6回の現場審査を実施した日以降	0. 0 (返還しない)

※ ただし、検査回数が6回未満の物件で最終の現場審査(竣工)を実施した日以降は、料金を返還しないものとする。また、紛争処理負担金は全額返還するものとする。